

資料 8 - 1 行政区別認定数

(平成25年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	581	245	188	26	122	東淀川	1,031	479	321	46	185
都島	812	333	284	25	170	東成	662	199	308	24	131
福島	889	283	444	18	144	生野	2,535	899	1,175	100	361
此花	3,303	1,611	1,181	52	459	旭	952	391	352	45	164
中央	432	141	181	15	95	城東	3,351	1,413	1,126	108	704
西	762	440	190	17	115	鶴見	1,237	493	357	48	339
港	1,845	855	675	29	286	阿倍野	621	207	260	29	125
大正	2,212	1,124	684	49	355	住之江	1,578	668	542	48	320
天王寺	356	159	117	17	63	住吉	1,185	485	460	43	197
浪速	830	299	385	29	117	東住吉	1,250	478	517	36	219
西淀川	7,036	3,494	2,529	136	877	平野	1,574	661	537	55	321
淀川	1,824	816	618	67	323	西成	2,935	824	1,561	67	483
						総計	39,793	16,997	14,992	1,129	6,675

資料 8 - 2 認定疾病別内訳

(平成25年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	1,136	5,393	0	146	6,675

資料 8 - 3 障害等級別内訳

(平成25年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	6	489	4,319	1,732	129	6,675

- (注) 特級 ..... 労働不能、常時介護を要する状態  
 1級 ..... 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態  
 2級 ..... 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態  
 3級 ..... 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態  
 級外 ..... 3級に該当しない状態  
 その他 ..... 等級未決定者

資料 8 - 4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 22,800円(通院日数4日以上14日以内)～35,700円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 183,300円 ～ 355,900円 女子 164,000円 ～ 216,700円 障害等級 特 級 基礎月額＋介護加算(46,400円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 160,400円 ～ 311,400円 女子 143,500円 ～ 189,600円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がいない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 325,000円 ～ 650,000円

(注) 表中の支給金額は、平成25年4月1日現在